

平成21年度

福祉用具貸与
特定福祉用具販売
集団指導資料

平成22年1月28日(木)

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課

☆岡山県保健福祉部長寿社会対策課ホームページ（運営：岡山県）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35

集団指導資料については、長寿社会対策課のホームページからダウンロードが可能。

平成21年度 集団指導 (福祉用具貸与・特定福祉用具販売) 資料目次

平成22年1月28日(木) 13:00～
岡山テルサ(テルサホール)

資料1 介護保険指定事業者に対する指導及び監査について

- ・ 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法 1
- ・ 指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定(介護保険法) 4
- ・ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要 7

資料2 自己点検シート(福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

- ・ 人員・設備・運営編(岡山県版) 2 2
- ・ 介護報酬編(岡山県版) 3 3

資料3 事業運営上の留意事項

- ・ 主な関係法令 3 7
- ・ 実施に当たっての留意事項について 4 1
- ・ 介護報酬の算定上の留意事項について 5 4
- ・ 各種加算の概要について 5 9
- ・ その他留意事項について 6 4
- ・ 指定(更新)申請、各種届出について【申請・届出の手引き(抜粋)】 6 5
- ・ 介護保険事業者の法令遵守について 7 9

資料4 その他事業運営上の留意事項

- ・ 「厚生労働省が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び… 8 1
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福
祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修
の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について
(平成21年4月10日老振発第0410001号)
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて 8 5
- ・ 介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について 9 2
(平成21年4月1日基発第0401005号)
- ・ 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針 1 0 2
- ・ その他参考資料 1 0 5

介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法

1 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

2 実地指導

- 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
- 指導内容
 - 介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）
 - ① 事前に提出を求める書類等
 - ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
 - ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者（入所・通所系サービスのみ）
 - ② 実地指導日に提出を求める書類等
 - ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
 - ・ 自己点検シート（介護報酬編）

3 監査

- 監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
 - ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
 - ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
- 等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

4 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施

株式会社コムスンの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日に閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」するという方針が示されました。

本県におきましても、この国の方針を踏まえ、この5年間で重点指導期間として営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を、順次、実施していきます。

○監査実施方法について

任意抽出した営利法人の運営する介護サービス事業所について、監査（書面検査）の実施通知を行います。通知のあった事業所については、自己点検シートを作成し、事業所を所管する県民局に提出してください。

なお、書面検査の結果等により、県が必要と認める場合には、監査（実地検査）を別途実施しています。

※報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので十分留意してください。

5 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

6 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の拳証責任が果たされていないため返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

指定居宅サービス事業者等の指定取消し等の規定【介護保険法】

● 指定居宅サービス事業者に係るもの (下線部は、平成21年5月1日施行部分)
 (※指定取消し等の事由について、指定居宅介護支援事業者は法第84条、指定介護予防サービス事業者は法第115条の9を参照)

条文(参照条文関連事項を太字で表記)	参 照 条 文 等
<p>【指定の取消し等】 第七十七條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一條第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p>	<p>【指定居宅サービス事業者の指定：欠格事由】 第七十條第二項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第七号の二まで、第九号又は第十号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第六号まで又は第七号から第十一号までのいずれかに該当するときは、第四十一條第一項本文の指定をしてはならない。</p>
<p>一 指定居宅サービス事業者が、第七十條第二項第四号、第五号、第十号(第五号の二に該当する者のあるものを除く。)又は第十一号(第五号の二に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p>第一号 申請者が法人ではないとき。 第二号 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第七十四條第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。 第三号 申請者が、第七十四條第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。</p>
<p>二 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十四條第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。</p>	<p>第四号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第五号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p>
<p>三 指定居宅サービス事業者が、第七十四條第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。</p>	<p>第五号の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四條第三項第五号の二、第九十七條第三項第四号の二、第九十五條の二及び第九十二條第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことと定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四條第三項第五号の二、第九十七條第三項第四号の二及び第九十五條の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p>
<p>四 指定居宅サービス事業者が、第七十四條第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p>	<p>第六号 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七條第一項又は第九十五條の三十五條第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいふ)、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認</p>

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九号 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

第十号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第十一号 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【指定居宅サービス事業者の義務】

第七十四条第五項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【法七十七条第一項九号により政令で定めるもの】

介護保険法施行令第三十五条の四 法第七十七条第一項九号、(略)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法
- 四 医師法
- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 社会福祉法
- 十二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
- 十三 薬事法
- 十四 薬剤師法
- 十五 老人福祉法
- 十六 理学療法士及び作業療法士法
- 十七 老人保健法
- 十八 社会福祉士及び介護福祉士法
- 十九 義肢装具士法
- 二十 精神保健福祉士法
- 二十一 言語聴覚士法
- 二十二 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)
- 二十三 障害者自立支援法
- 二十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行について

○ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）については、平成20年5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、同月28日に公布された。

○ 同法の施行日については、平成21年1月23日に閣議決定された「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成21年政令第9号）において、平成21年5月1日と定められたところである。

○ 同法においては、

- ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容
- ・ いわゆる連座制が適用されない場合
- ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消 処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義

等について厚生労働省令で定めることとしているが、具体的な内容については以下のとおりである。

【省令の概要】

(1) 業務管理体制の整備

① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとして、いるところ、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

業務管理体制の整備をした事業者は、遅滞なく整備した事項を届け出なければならないものとする。なお、経過措置として施行後6月を経過するまでの間における業務管理体制の届出は、平成21年10月31日までに行うこととしている。

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

*届けた事項に変更があったときは、介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出べき者及び変更前の区分により届け出べき者の双方に届け出なければならないこととする。

(2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

① 法第70条第2項第6号、第6号の2等関係

今般の法改正では、法第70条第2項第6号及び同項第6号の2等において、いわゆる連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消の処分の理由となった事実等を考慮し、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合については、連座制を適用しないこととしたと

ころ、その要件について、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

② 法第70条第2項第6号の3等関係

法第70条第2項第6号の3等に規定する、指定等に係る欠格事由である「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」について、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定する。

また、①と同じく、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

* 1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第70条第2項第7号等関係

法第70条第2項第7号の2等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第76条第1項等の規定による検査日から10日以内にその検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

* 既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

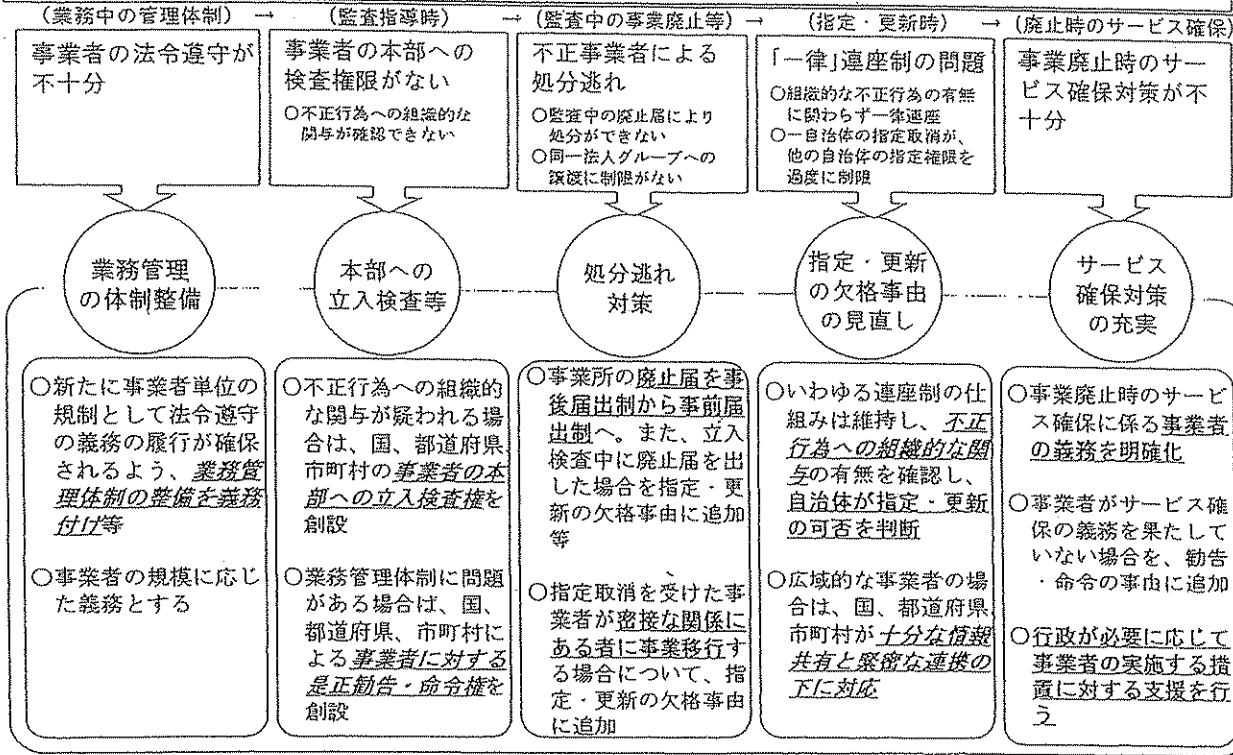
(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行では、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、今般の法改正に伴い、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者等の名称等、事業所等の名称及び所在地、指定等の年月日等、サービスの種類を公示することとする。

* 介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

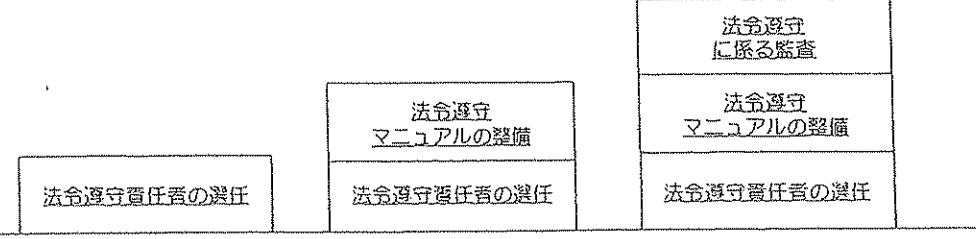


施行期日:平成21年5月1日(政令事項)、省令:平成21年厚生労働省令第54号(平成21年3月30日公布)

業務管理体制の整備(1)

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



20未満 20以上100未満 100以上
 指定又は許可を受けている事業所数
 (みなし事業所を除く)

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣(一部、地方厚生局長に委任)
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

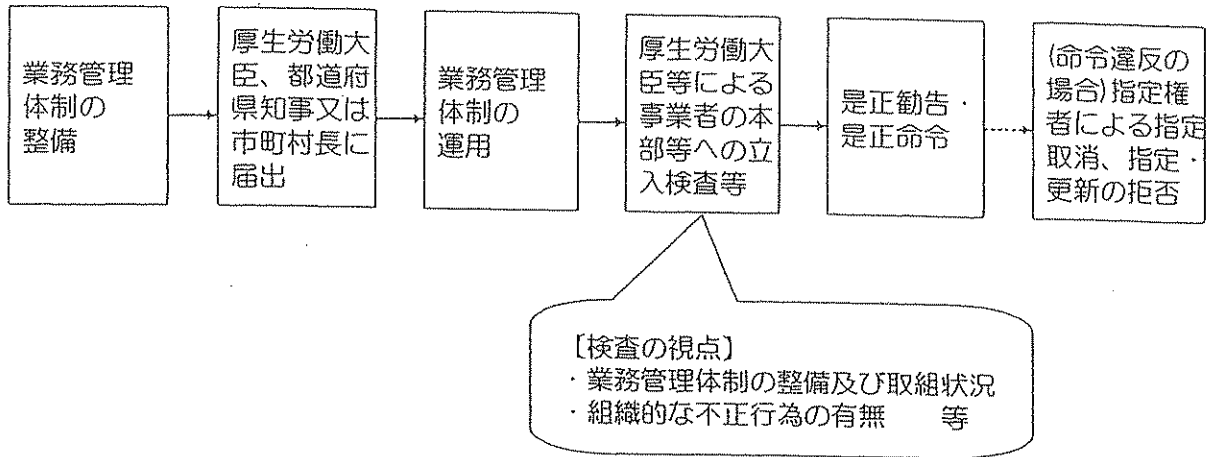
※業務管理体制の最初の届出は、平成21年10月31日までにを行うこととする。

(注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅介護支援、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

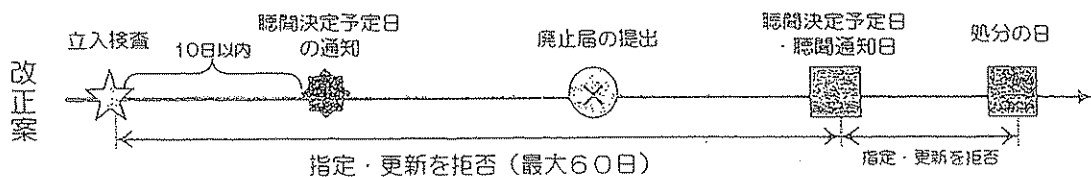
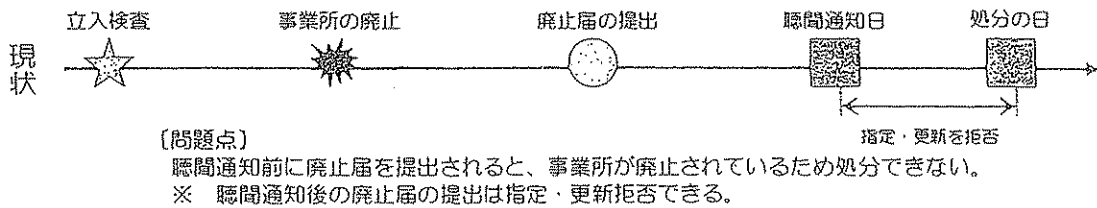
(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

立入検査中の廃止届の制限

- 立入検査の日から10日以内に、指定権者が検査日から起算して60日以内の特定の日(聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日))を事業者へに通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【効果】

監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
 → 処分逃れを防止

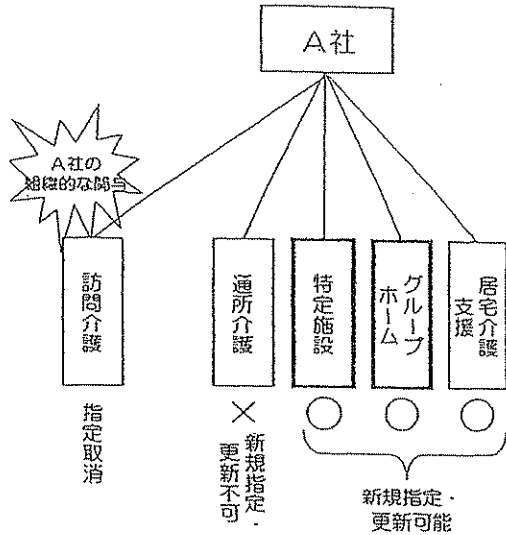
連座制の適用関係について

連座制とは：一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

連座制が適用されない場合：指定取消処分となった事案に関して、事業者が組織的に関与していると認められない場合（事業者の役員（法人でない場合は事業所の管理者）からの指示に基づき不正が行われたと認められない場合）。

連座制が適用される範囲：原則として同一サービス類型内で連座するが、居宅サービス（予防含む）及び地域密着型サービス（予防含む）は、在宅系サービスと居住系サービスに区分される。

連座制の適用イメージ



改正後のサービス類型

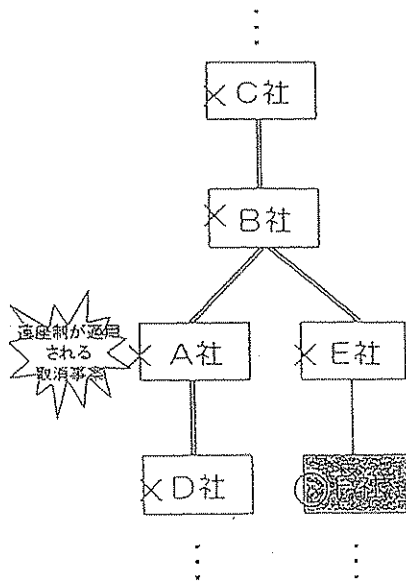
◎指定居宅サービス 〔在宅系サービス〕 ○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問介護 ○通所介護 ○短期入所 等
〔居住系サービス〕 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
◎指定地域密着型サービス 〔在宅系サービス〕 ○夜間対応型訪問介護 等
〔居住系サービス〕 ○認知症共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 等
◎指定居宅介護支援
◎指定介護老人福祉施設
◎介護老人保健施設
◎指定介護療養型医療施設

※ 指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても、特定施設等は区分されている。

密接な関係にある者が指定取消処分を受けた場合の指定・更新の拒否

○ 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、申請者の新規指定・更新を拒否する仕組み。

具体例



— : 過半数の議決権又は資本金の出資及び重要な意思決定への関与
X : 新規指定・更新の拒否
O : 新規指定・更新が可能

次のすべての要件に該当する場合、サービス類型ごと（居住系サービスを除く）に申請者の新規指定・更新が拒否される。

〔同一法人グループであること〕

○ 株式会社、持分会社であって議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資していること（親会社等の議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資している場合も含む）

〔連座制が適用される取消処分であること〕

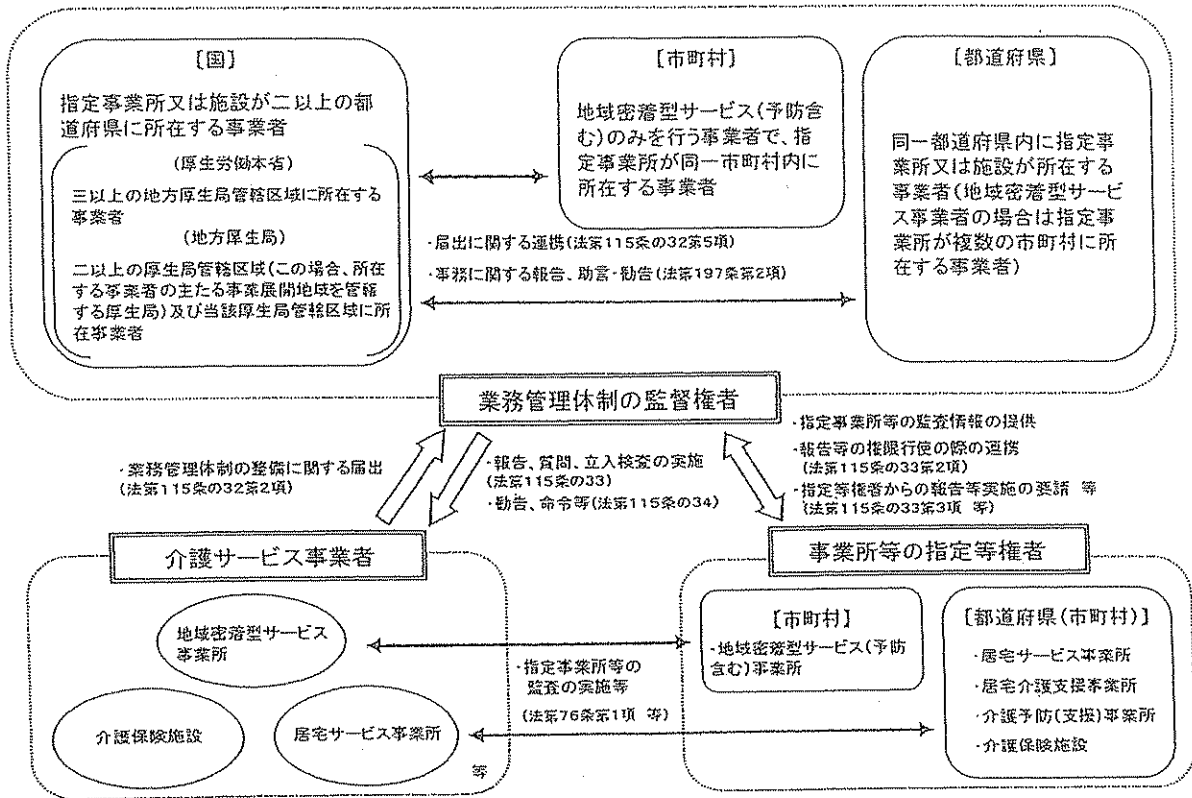
○ 同一法人グループ内の法人で連座制が適用される取消事案が発生した場合

〔指定取消処分を受けた法人と申請者が密接な関係にあること〕

○ 「申請者の（申請者が）重要な意思決定に関与している法人」又は「申請者の親会社等が重要な意思決定に関与している法人」であること（重要な意思決定とは、役員又は役員で構成する機関で意思決定を行うこととされている事項）。

※ 指定・更新が拒否される範囲は、事業者内の連座制の適用と同様に、居宅サービス内の特定施設、地域密着型サービス内のグループホーム等居住系サービス等を区分する。

業務管理体制の監督体制等



国における監督体制等

○ 法第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の実施

区分	担当部局	
	厚生労働省老健局	地方厚生局
一般検査	指定事業所又は施設が三以上の厚生局管轄区域に所在する事業者	指定事業所又は施設が二以上の厚生局管轄区域(この場合、所在する事業者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域に所在する事業者
特別検査	指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者(厚生局と合同実施)	一般検査に同じ(ただし、老健局と合同実施)

※ 法第115条の32第2項に基づく届出等に関する事務処理は一般検査の区分に同じ。

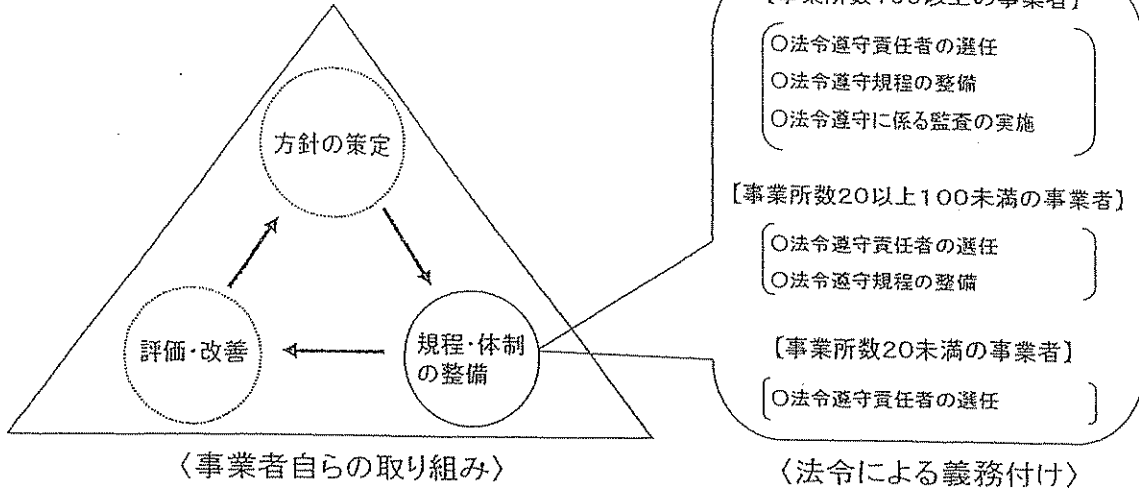
○ 法第197条第2項の規定により、都道府県及び市町村が法第5章第9節の規定に基づいて行う業務管理体制の整備に関する監督事務に対する報告の求め、助言・勧告

厚生労働省老健局及び地方厚生局(管轄区域の都道府県及び市町村)と合同で実施

業務管理体制の整備(2)

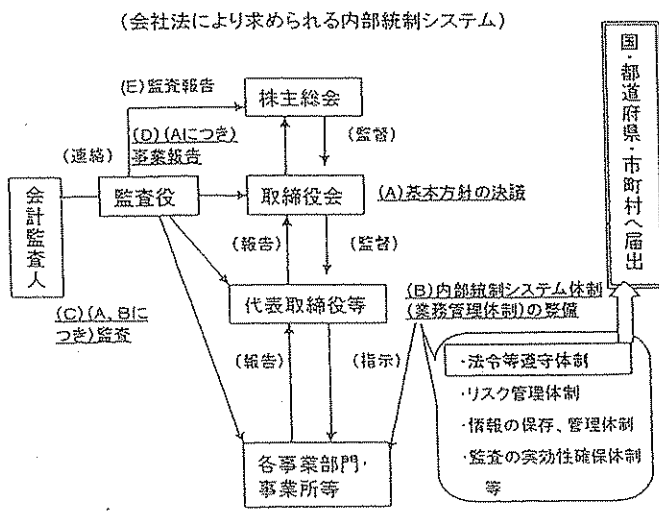
業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する業務管理体制の一部であることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。
 ※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ



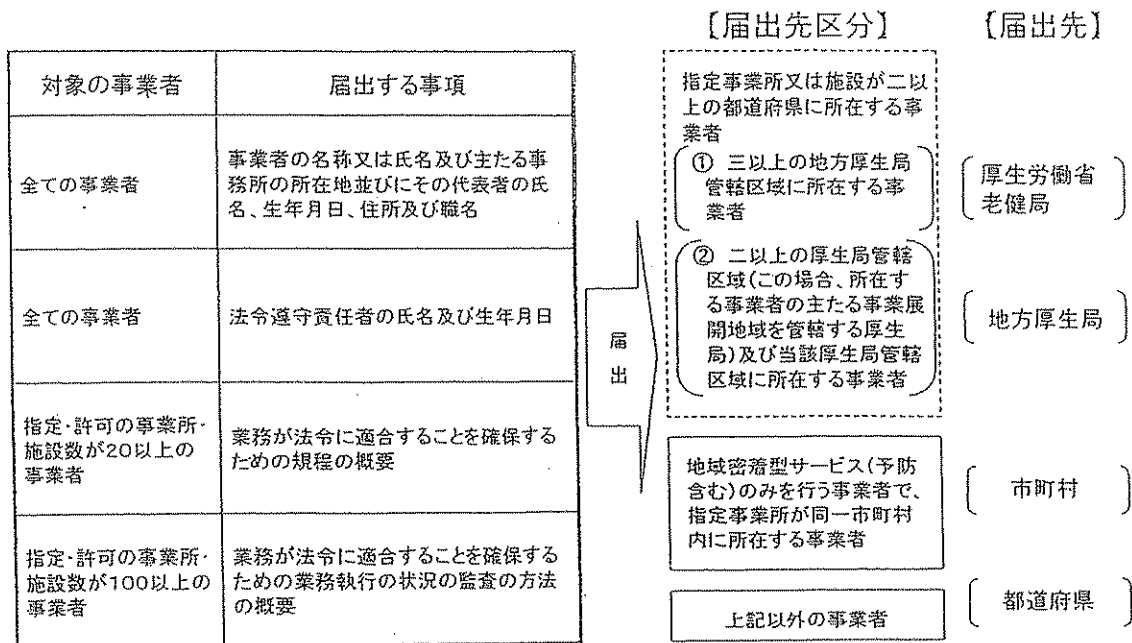
取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとして一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

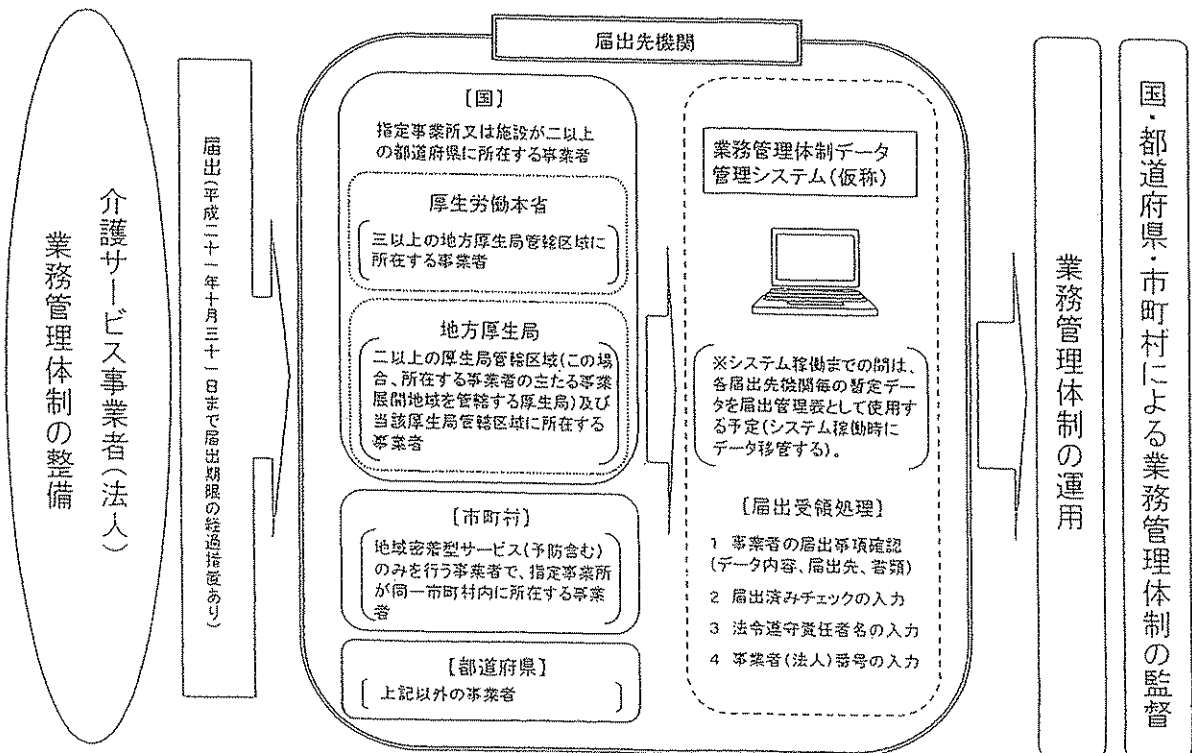
【法令等遵守態勢の確認の視点】

- 1. 方針の策定**
 - ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
 - ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
 - ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。
- 2. 内部規程・組織体制の整備**
 - ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
 - ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
 - ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。
- 3. 評価・改善活動**
 - ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
 - ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

業務管理体制の整備に関する届出



業務管理体制整備に係る届出の事務処理



I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
 - 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証(連座制の適用判断)。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

必要に応じ行政上の措置

関係機関の十分な連携

特に、立入検査を実施する場合は、当該事業所等の指定等権限を有する指導監督部局及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努める。

介護サービス事業者の業務管理体制の監督機関		指定介護サービス事業所等の指導監督機関	
区分	立入検査等実施機関	区分	指導・監査実施機関
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣	① -指定居宅サービス事業所 -指定居宅介護支援事業所 -指定介護予防(支援)事業所 -介護保険施設	都道府県知事 (市町村長)
② 同一都道府県内に指定事業所又は施設が所在する事業者	都道府県知事	② 地域密着型サービス(予防含む)指定事業所	市町村長
③ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長		

連携

- ・事業者本部等への立入検査
- ・指定事業所への検査

検査等の実施に際しての基本原則

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費で成り立っている公的な性格がきわめて強い制度。利用者保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、業務管理体制の実態を検証しなければならない。

2 補強性の原則

適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、検査担当部局は、これを検証する立場。

他方、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するように配慮しなければならない。

この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を指摘したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

3 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する。

内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

4 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるよう事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

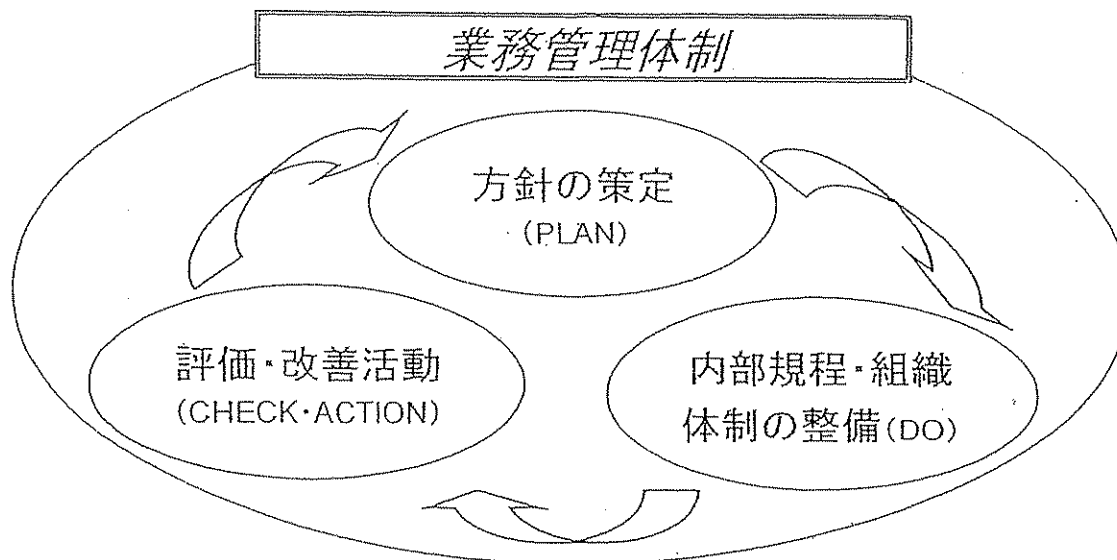
5 プロセスチェックの原則(※)

検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証。

ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する。

(※)一連のプロセスに重点を置いた検証

〔PDCAサイクルを組み合わせた体制(態勢)整備のプロセスを確認
①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。〕



検査等の実施に際しての検査担当職員の心得

1. 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

2. 法に定める適正な手続

適正な手続を確保するとともに、法律の目的に照らして必要のない点にまで検査に及んでいないか不断に問い直さなければならない。

3. 信頼性の醸成

検査は信用と信頼が最も大切な要素であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密保持の徹底、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

4. 自己研鑽

介護サービス業務に関する法令、確認検査実施に当たっての考え方等を正しく理解し、介護サービスに関する知識や検査実務の習得に努めなければならない。

Ⅱ 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

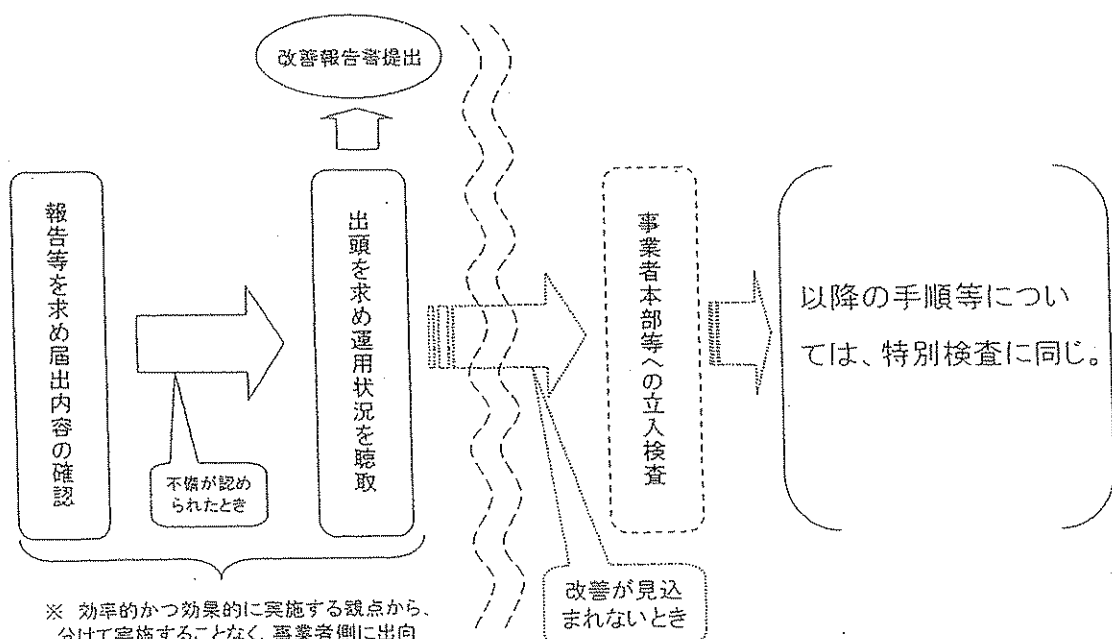
(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

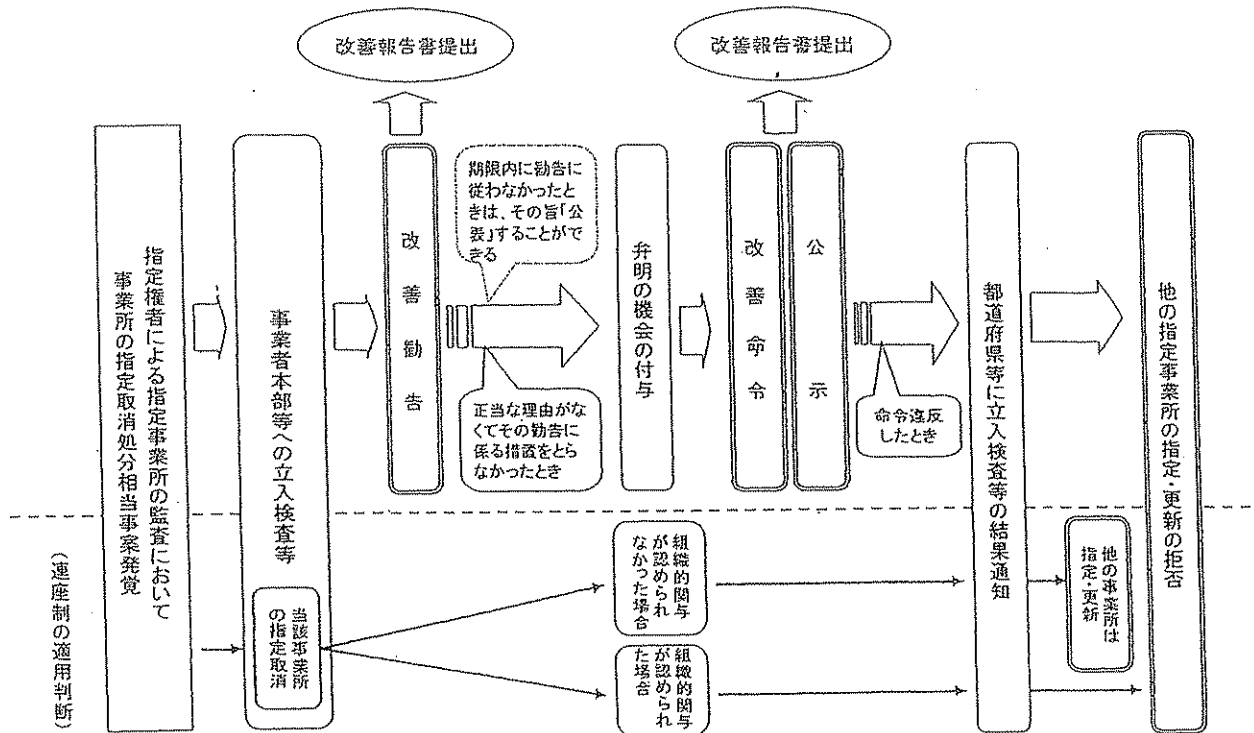
- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。
ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



各法人種別における指定取消等事業所数(サービス別・全国)

(H21.2.19開催の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」より)

【平成12年度～平成19年度まで】

(単位:事業所)

事業者区分	取消等事業所数(合計)	(内訳)																									
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅介護支援管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護予防訪問介護	介護予防訪問看護	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
営利法人 (株式会社、有限会社、合資会社等)	417(7)	184(3)	5	13(1)		36(1)		1	3	20	1	96(1)					22(1)	2	5	1		1	3	17	3	4	
特定非営利活動法人	49	17	1			5						1	1	18				1				1	1		3		
医療法人	58(3)	1		4	2	5	1	7	6			10(2)		2(1)	20												
社会福祉法人	35(1)	6				4	3	3	4	1		14(1)															
その他 (個人、企業組合、地方公共団体等)	24(1)	2(1)		2	2	4	4	1					1	1	5			1			1						
計	583(12)	210(4)	6	19(1)	4	9	14	5	10	4	21	2	139(4)	1	2(1)	25	24(1)	2	5	2	1	2	3	20	3	4	

注1) ()内の件数は「指定の効力の一部又は全部停止件数」別掲。

注2) 介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについて、平成18年度に消等件数が報告されていないサービスについては項目を省略。

平成21年度

自己点検シート

(人員・設備・運営編)

福祉用具貸与・販売
介護予防福祉用具貸与・販売

事業所番号： 3 3

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日 ()

点検担当者：

字体により表記内容を区分しています。

明朝体：福祉用具貸与、特定福祉用具販売共通事項

※福祉用具貸与のみに関する事項については「※福祉用具貸与」と記載

斜体：特定福祉用具販売に関する事項

確認事項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
第1 基本方針			赤【貸:P325～】【販:P347～】
* 指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の事業運営の方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具・特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与・特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図る。」という基本方針に沿ったものとなっているか。	適	否	【貸:基準省令193条】 【販:基準省令207条】 ・運営規程
* 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適	否	・パンフレット等
第2 人員に関する基準			赤【貸:P325～】【販:P347～】
* 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定福祉用具貸与事業者の人員基準を満たすことをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。(指定特定福祉用具販売事業者についても同様)			【貸:基準省令194条2】 【販:基準省令208条2】
1 福祉用具専門相談員の員数			
(1) 常勤換算方法で、2人以上いるか。 ○常勤換算方法＝個々の従業員の1週当たり平均勤務時間数(4週平均)の合計÷事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数	適	否	【貸:基準省令194条】 【販:基準省令208条】 ・職員名簿、出勤簿、勤務表
(2) 福祉用具専門相談員は、以下の資格を有しているか。 ○保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、 介護員養成研修修了者(介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程) 厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する講習会(「福祉用具専門相談員指定講習会」)の課程を修了し、当該講習会を行った者から当該講習会を終了した旨証明書の交付を受けた者	適	否	・資格証、職員履歴書

確認事項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>2 管理者</p> <p>* 常勤専従。ただし、支障がない場合は、①②との兼務可。</p> <p>①当該事業所の他の業務</p> <p>②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 ＝管理業務とする。兼務する職が当該事業所の管理業務と、同時並行的に行えない場合は不可。</p> <p>※兼務不可の例 ＝福祉用具貸与管理者と通所介護介護職員（専従） ＝福祉用具貸与管理者と入所施設介護職員（専従）</p>	適	否	<p>【貸：基準省令195条】 【販：基準省令209条】 (基準通知1(2))</p> <p>・職員名簿、出勤簿、勤務表 ・福祉用具貸与記録</p>
第3 設備に関する基準			赤【貸：P327～】【販：P349～】
<p>* 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防福祉用具貸与事業の設備に関する基準を満たすことをもって、指定福祉用具貸与事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。(指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者についても同様)</p>			<p>【貸：基準省令196条3】 【販：基準省令210条2】</p>
<p>(1) 専用の（若しくは、間仕切り又は特定された）区画があるか。 必要なスペースが確保されているか。</p> <p>①事務室</p> <p>②利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース</p> <p>③福祉用具の保管、消毒のために必要なスペース</p>	適	否	<p>【貸：基準省令196条】 【販：基準省令210条】 (基準通知2)</p> <p>・平面図 ・設備、備品台帳</p>
<p>(2) 設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>①福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ) 清潔であること。 ロ) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具と、それ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>②福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて、適切な消毒効果を有するものであること。</p>	適	否	<p>【基準省令第196条2】</p> <p>・消毒記録 ・保管記録</p>
第4 運営に関する基準			赤【貸：P328～】【販：P350～】
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>・当該同意は書面によって確認されているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書はわかりやすいか。</p> <p>・不適切な事項や漏れはないか。</p> <p>※重要事項最低必要項目</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②従業員の勤務体制</p> <p>③事故発生時の対応</p> <p>④苦情処理の体制</p> <p>⑤利用者から事業者への緊急連絡先など</p>	適 適 適	否 否 否	<p>【貸：基準省令8条】(準則) 【販：基準省令8条】(準則) (基準通知3(1))</p> <p>重要事項説明書 同意に関する書類 利用申込書</p>

確認事項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>* 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ※正当な理由の例 ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用者の居住地が実地地域外である。 ③適切な福祉用具を提供することが困難である。</p> <p>* 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令9条】（準則） 【販：基準省令9条】（準則） （基準通知3(2)） ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>* 居宅介護支援事業者等への連絡を行っているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令10条】（準則） 【販：基準省令10条】（準則） ・サービス提供依頼書</p>
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 ・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。</p> <p>(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令11条】（準則） 【販：基準省令11条】（準則） ・利用者に関する記録</p>
<p>5 要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助＝既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、代行申請を行うか、申請を促すこと。</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から、遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令12条】（準則） 【販：基準省令12条】（準則） ・利用者に関する記録</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>* サービス担当者会議、本人や家族との面談等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令13条】（準則） 【販：基準省令13条】（準則） ・利用者に関する記録</p>
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者等、その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行い、居宅介護支援事業者等、その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令14条】（準則） 【販：基準省令14条】（準則） ・情報提供の記録 ・指導の記録</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ※福祉用具貸与</p> <p>〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕</p> <p>* 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。</p> <p>※受けるための要件</p> <p>①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、</p> <p>②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。</p>	適	否	【貸：基準省令15条】（輔）
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>* 計画に沿った指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売を提供しているか。</p>	適	否	【貸：基準省令16条】（輔） 【販：基準省令16条】（輔） ・福祉用具貸与計画書 ・サービス提供票
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>〔居宅サービス計画の変更を希望する場合〕</p> <p>* 居宅介護支援事業者等への連絡を行っているか。</p> <p>* 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 ※福祉用具貸与</p>	適 適	否 否	【貸：基準省令17条】（輔） 【販：基準省令17条】（輔） （基準通知3(7)）
<p>11 身分を証明する書類の携行</p> <p>(1) 身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。</p> <p>・ 初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときはこれを提示する旨従業者に指導しているか。</p> <p>指導者氏名 _____ 指導時期 _____</p> <p>(2) 事業所の名称、氏名、職能、写真があるか。</p>	適 適	否 否	【貸：基準省令18条】（輔） 【販：基準省令18条】（輔） ・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル
<p>12 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 福祉用具貸与の提供の開始日、終了日、種目、品名等の実績を記録しているか。</p> <p>(2) 利用者から申し出があった場合には、適切な方法により実績の情報を利用者へ提供しているか。</p>	適 適	否 否	【貸：基準省令19条】（輔） （基準通知3(9)） ・サービス提供票 ・福祉用具貸与記録
<p>12 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等を記録しているか。</p> <p>(2) 利用者から申し出があった場合には、適切な方法により実績の情報を利用者へ提供しているか。</p>	適 適	否 否	【販：基準省令211条】 （基準通知(1)） ・福祉用具販売記録
<p>13 利用料等の受領</p> <p>〔法定代理受領サービスに該当する場合〕</p> <p>(1) 1割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕</p> <p>(2) 10割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p>	適 適	否 否	【貸：基準省令197条】 （基準通知(1)） ・領収証控

確 認 事 項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>〔その他の費用の支払を受けている場合〕</p> <p>(3) 次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。次に掲げる費用は運営規程に従い適正に徴収されているか。 ア) 実施地域以外の居宅において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用</p> <p>(4) (3) の支払いを受ける場合には、その内容及び費用について予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(5) 利用者から前払いで利用料を徴収している場合は、要介護認定の有効期間を超える分について前払いの利用料を徴収していないか。</p> <p>(6) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。</p> <p>* 課税の対象外に消費税を賦課していないか。</p>	適	否	・領収証控 ・車両運行日誌 ・同意書 ・領収証控 法§41⑧ 施行規則§65
<p>13 販売費用の額等の受領</p> <p>(1) 現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」)の支払いを受けているか。</p> <p>〔その他の費用の支払を受けている場合〕</p> <p>(2) 次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。次に掲げる費用は運営規程に従い適正に徴収されているか。 ア) 実施地域以外の居宅において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用</p> <p>(3) (2) の支払いを受ける場合には、その内容及び費用について予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 ・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。</p>	適	否	【販:基準省令212条】
<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕</p> <p>* サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p> <p>14 保険給付の申請に必要な書類等の交付</p> <p>* 指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下のものを利用者へ交付しているか。 イ 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称、及び販売費用の額等を記載した証明書 ロ 領収書 ハ 当該指定特定福祉用具販売のパフレット等</p>	適	否	【貸:基準省令21条】(輔) 【販:基準省令213条】

確認事項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>15 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の基本取扱方針</p> <p>(1) 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防、利用者を介護する者の負担軽減に資するよう、適切に行われているか。</p> <p>(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与・販売をしているか。</p> <p>(3) 自ら提供する福祉用具貸与・特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令198条】</p> <p>【販：基準省令198条】(準則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与計画 福祉用具貸与記録 サービス提供記録 評価を実施した記録
<p>16 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与・販売の提供は、福祉用具専門相談員が自ら行っているか。 目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料・販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の貸与・販売に係る同意を得ているか。 <p>(2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っているか。</p> <p>(3) 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具は、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明しているか。※福祉用具貸与 <p>(4) 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。※福祉用具貸与 <p>(5) 居宅サービス計画に位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行っているか。</p> <p>また、必要に応じて随時その必要性が検討され、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言及び情報提供を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">※福祉用具貸与</p>	適	否	<p>【貸：基準省令199条】</p> <p>【販：基準省令214条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与計画書 使用説明書 相談に関する記録 同意に関する記録 点検に関する記録 使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 取扱説明書 福祉用具使用、指導、修理状況の記録 点検に関する記録 居宅サービス計画 直近の認定調査票の写し(軽度者に係る対象外種目を貸与している場合)

確認事項	適	否	根拠・「介護報酬の解釈」参照頁・確認書類
<p>(6) 居宅サービス計画に位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行っているか。</p>	適	否	
<p>(7) 居宅サービス計画が作成されていない場合には、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認しているか。</p>	適	否	
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p> <p>* 福祉用具貸与・販売を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに福祉用具貸与・販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令26条】(輔) 【販：基準省令26条】(輔) ・市町村に送付した通知に係る記録</p>
<p>18 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令52条】(輔) 【販：基準省令52条】(輔) ・組織図、組織規定 ・業務日誌等 ・運営規程</p>
<p>19 運営規程</p> <p>* 運営規程に次の①～⑥が記載されているか。運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 →利用期間が1月に満たない場合の算定方法等の記載があるか。 (日割り計算 or 半月単位の計算方法) ※福祉用具貸与</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ その他運営に関する重要事項 →福祉用具の消毒方法が記載されているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令200条】 【販：基準省令200条】 ・運営規程 ・指定申請書及び変更届(写)</p>
<p>20 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。(勤務計画が作成されているか。) ※勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務(運搬、回収、修理、消毒等)については、この限りでない。 ・保管又は消毒を第三者に委託した場合は、委託等の契約の内容において適切な方法により行われることを担保しているか。</p>	適	否	<p>【貸：基準省令101条】(輔) 【販：基準省令101条】(輔)</p> <p>(基準通知(5)) ・就業規則 ・雇用契約書 ・勤務計画 ・勤務表 ・業務委託契約書</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・「公表情報の解説」参照頁・確認書類
<p>21 適切な研修の機会の確保</p> <p>* 福祉用具専門相談員の資質向上のために、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を、定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令201条】 【販:基準省令201条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修修了証明書 ・研修計画 ・研修会資料
<p>22 特定福祉用具の取扱種目</p> <p>* 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令202条】 【販:基準省令202条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目録等
<p>23 衛生管理等 ※福祉用具貸与</p> <p>(1) 従業者の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康診断を実施しているか。(年1回or2回) ②衛生マニュアル、健康マニュアル類を策定しているか。 ③感染を予防するための備品等を備えているか。 (使い捨て手袋、手指洗浄設備等) <p>(2) 回収した福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。 <p>(3) 福祉用具の保管・消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 ①委託等の範囲 ②委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③受託者等の従業者により委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 ④福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、措置が講じられたことを福祉用具貸与事業者が確認する旨 ⑥受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦その他委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 <p>(4) 福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。</p> <p>(5) 福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令203条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯の記録 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル ・支出関係証拠書類
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒に関する記録 ・保管に関する記録
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との委託契約書 <p>【基準省令第203条3】 (基準通知(6))</p>
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・結果に関する記録
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・指示に関する記録
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・結果に関する記録
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との委託契約書 ・結果に関する記録
	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の記録

確認事項	適	否	根拠・[介護報酬の解説]参照頁・確認書類
<p>23 衛生管理等</p> <p>(1) 従業員の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>①健康診断を実施しているか。(年1回or2回)</p> <p>②衛生マニュアル、健康マニュアル類を策定しているか。</p> <p>③感染を予防するための備品等を備えているか。 (使い捨て手袋、手指洗浄設備等)</p> <p>(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)</p>	適	否	<p>【販:基準省令31条】(輔)</p> <p>・健康診断の記録</p> <p>・衛生マニュアル</p> <p>・支出関係証拠書類</p> <p>・清掃、消毒の記録</p> <p>・記録</p>
<p>24 掲示及び目録の備え付け</p> <p>(1) 重要事項を掲示しているか。掲示方法(場所、文字サイズ等)は適切か。</p> <p>・ 掲示事項はすべて掲示されているか。</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②従業員の勤務体制</p> <p>③苦情に対する措置の概要</p> <p>④利用料</p> <p>・ 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p> <p>(2) 利用者の福祉用具の選択に資するため、取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令204条】</p> <p>【販:基準省令204条】</p> <p>・実地確認</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>・備え付けの目録</p>
<p>25 秘密保持等</p> <p>(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)</p> <p>(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲など)がされ、文書による同意を得ているか。同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令33条】(輔)</p> <p>【販:基準省令33条】(輔)</p> <p>・個人情報の保管場所</p> <p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者の同意書</p>
<p>26 広告</p> <p>* 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。</p> <p>* 広告の内容が、施設の概要や運営規程と異なる点はないか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令34条】(輔)</p> <p>【販:基準省令34条】(輔)</p> <p>・パンフレット</p> <p>・ポスター</p> <p>・広告</p>
<p>27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>* 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適	否	<p>【貸:基準省令35条】(輔)</p> <p>【販:基準省令35条】(輔)</p>

平成21年度

自己点検シート

(介護報酬編)

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日()

点検担当者：

111 福祉用具貸与費 411 介護予防福祉用具貸与費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の届出頁等
	特別地域加算（共通）	厚生労働大臣の定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/> 該当		青 P368、P1006 赤 P1077～
	中山間地域等における小規模事業所加算（共通）	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/> 該当		青 P370、P1008 赤 P1086
	介護	利用者への説明、同意	<input type="checkbox"/> あり	サービス提供票	
	介護予防	1月当たりの実利用者が15人以下 1月当たりの実利用者が5人以下	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	介護予防サービス計画	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（共通）	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住 通常の事業実施地域を越えてサービスを提供 交通費の支払い	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 合致 <input type="checkbox"/> なし	利用者の基本情報 運営規程 領収証	青 P370、P1008 赤 P1086、P1087 青 P149 問11、13
	福祉用具貸与費（1月につき）	全地域、1単位10円で算定しているか。	<input type="checkbox"/> 算定	・サービス提供票・別表	青 P368、P1006
	搬出入に要する費用の取扱い	搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 （ただし、福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は除く）	<input type="checkbox"/> 適正	・領収証、運営規程	青 P368、P1006 赤 P334、P975
	「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」による適切な貸与	①使用が想定しにくい「状態像」である利用者への貸与はなにか	<input type="checkbox"/> なし	・サービス提供票・別表	H16.6.17 老振発第0617001号
②使用が想定しにくい「要介護度」である利用者への貸与はなにか		<input type="checkbox"/> なし	・サービス提供票・別表		
③個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等により貸与している場合は、適切なアセスメントがなされているか。		<input type="checkbox"/> 適正	・アセスメント記録		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁等
	<p>軽度者に対する対象外種 目に係る指定福祉用具貸 与費</p>	<p>要介護状態区分が要介護1又は要支援者である者(以下「軽 度者」)に対して、その状態像から見使用が想定しにくい 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台 付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症 老人徘徊感知器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除 く)」(以下「対象外種目」)を算定する場合の該当性の判断 について</p>	<p>□ 適正</p>	<p>・調査票の写し</p>	
		<p>ア 軽度者の担当の指定居宅介護支援事業者等から、調査票 の写しを入力し判断しているか。</p>	<p>□ 適正</p>	<p>・調査票の写し</p>	
		<p>イ 軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者等がない場合 は、調査票の写しを軽度者本人に情報開示させ、入手し判 断しているか。</p>	<p>□ 適正</p>	<p>・主治医意見書のほか医師の診断 書又は担当の介護支援専門員が聴 取した居宅サービス計画に記載す る医師の所見 ・サービス担当者会議の要点</p>	<p>青P372～P374 青P1010～P1012 H12老企36号</p>
		<p>ウ 車いす及び車いす付属品を「日常生活範囲における移動 の支援が特に必要と認められる者」に貸与する場合、又は 移動用リフト(つり具の部分を除く。)を「生活環境にお いて段差の解消が必要と認められる者」に貸与する場合 の、基本調査結果に該当する項目がないものについての取 扱いは適正か。</p>	<p>□ 適正</p>		
		<p>【平成19年4月改正分】 上記ア、イに係る基本調査の結果にも拘わらず、次の 工)からiii)までの状態像に該当する者に対象外種目を貸与 している事例の有無</p>	<p>あり なし □ □</p>		
		<p>・ i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日に よって又は時間帯によつて頻繁に第23号告示第21号 のイに該当する者 ・ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期 間のうちに第23号告示第21号のイに該当するに至る ことが確実に見込まれる者 ・ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性 及び症状の重篤化の回避等医学的等医学的等医学的等 21号のイに該当すると判断できる者</p>	<p>□ 適正</p>	<p>①については、主治医意見書のほ か医師の診断書又は担当の介護支 援専門員が聴取した居宅サービス 計画に記載する医師の所見により 確認する方法でも差し支えない。 ②サービス担当者会議の要点 ③市町村による確認がなされてい る旨が分かる書類</p>	
		<p>オ 上記工で「あり」とした場合、かつ ①医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントに よる福祉用具貸与が必要である旨が判断されていること を ③市町村が書面等確実な方法により確認しているか。</p>	<p>□ 適正</p>		
		<p>上記ア～オの条件に該当しない軽度者に対して対象外種目の 貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。</p>	<p>□ 適正</p>		<p>144-福祉用具貸与費(2/3)</p>

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁等
	サービス種類相互の算定関係	<p>(介護予防) 特定施設入居者生活介護又は(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を受け若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、福祉用具貸与費を算定していないか。</p> <p>入院中に、福祉用具を算定していないか。</p>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし	<p>・サービス提供票・別表</p>	<p>P138 青 P372、P1010</p>
	他施策との調整	<p>障害者施策との調整は適切に行われているか。</p> <p>① 障害者自立支援法の補装具と福祉用具貸与の福祉用具(車いす、歩行器、歩行補助つえは共通の品目なので、障害者である在宅の要介護者等にも福祉用具貸与として給付される。ただし、標準的な既製品からの選択となるため、医師等により身体状況へ個別的に対応が必要と判断される場合には、補装具として給付されることがある。</p> <p>② 地域生活支援事業における日常生活用具給付と福祉用具・特定福祉用具 障害者自立支援法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情において行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定の適用がない。</p>	<input type="checkbox"/> 適正	<p>・サービス提供票・別表</p>	<p>H19.3.28 障企発第0328002号 障障発第0328002号</p>
その他		<p>利用期間が1月に満たない場合の算定方法は、運営規程(日割り計算 or 半月単位の計算方法)に従い適切に計算されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適正	<p>・運営規程 ・サービス提供票・別表、介護給付費明細書</p>	<p>青 P1396</p>

【1 主な関係法令等】

- ☆介護保険法（平成9年法律第123号）
- ☆介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ☆介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ☆指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成11年厚生省令第37号）
- ☆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年厚生労働省令第35号）
- ☆指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年厚生省告示第19号）
- ☆指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年老企第25号）
- ☆指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療
養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の
算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- ☆指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留
意事項について
（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ☆厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
（平成11年厚生省告示第93号）
- ☆介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
（平成12年老企第34号）
- ☆介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（平成16年老振発第0617001号）

- ☆厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣
が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目
（平成11年厚生省告示94号）
- ☆介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
（平成12年老企第34号）

※上記の法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でもご確認ください。

文献：介護報酬の解釈《平成21年4月版》（発行：社会保険研究所）

HP：厚生労働省 法令等データベースシステム

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

総務省 法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

【介護保険に関する情報】

☆WAM.NET（運営：独立行政法人福祉医療機構）

<http://www.wam.go.jp/>

福祉保健医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム。